

公調委事第257号

令和6年11月25日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

公害等調整委員会委員長

永 野 厚 郎

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和6年7月3日付け国不収第43号をもって意見照会のあった、線路建設工事（以下「本件事業」という。）に関して、A収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和a年b月c日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対するX（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
審査請求人は、本件事業の施行によって、本件裁決に係る土地（B地。以下「本件土地」という。）を含む一帯の土地のための予定道路が遮断され、本件土地の収用に伴い残地となるC地（以下「本件残地」という。）や他の土地地権者が所有する土地に到達することができなくなるから、起業者が、起業地内に代替道路を造成するか、別の道路用地を確保することが必要不可欠である旨主張したが、処分庁は、当該主張は関係のない事項として本件裁決において判断すべき事項でないとしている。

しかし、本件事業の施行によって予定道路が遮断され、本件残地に到達す

ることができなくなることにより、将来の住宅地としての価格の減少等といった本件残地に対して生ずる影響（以下「本件影響」という。）に関して、土地収用法（以下「法」という。）の上位規定である憲法第29条に基づき、正当な補償を検討すべきであり、補償が認められるにしても、認められないにしても、その理由、根拠を本件裁決において明らかにすべきである。

処分庁は、審査請求人の主張は、法第132条第2項の損失の補償についての不服であり、本件裁決の不服の理由とすることはできないと弁明するが、法第132条第2項に規定する「損失」とは、収用された土地を原因として生じた損失を対象とするのであるから、本件影響によって生ずる損失（以下「本件損失」という。）は、その対象外であり、審査請求の理由とすることができる。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

審査請求人は、本件事業の施行によって本件影響が生じるのであるから、憲法第29条に基づき正当な補償を検討し、補償が認められるにしても、認められないにしても、その理由、根拠を本件裁決において明らかにすべきであると主張する。

しかし、審査請求人の主張する本件影響は、本件事業の施行によって、本件残地に到達する予定道路が遮断されることにより本件残地に生ずる価格の減少等という影響であって、本件裁決に係る土地を「収用し、又は使用することに因つて」生ずるもの（法第68条及び第74条第1項）ではないから、本件損失は法に規定する損失に該当せず、法に基づく補償の対象にならない。

したがって、本件損失の補償は、法第48条第1項に規定する権利取得裁決の決定事項及び法第49条第1項に規定する明渡裁決の決定事項の内容に関わるものではなく、処分庁が本件裁決を行うに当たって考慮すべき事項ではないことから、本件裁決において判断すべき事項ではないとした本件裁決に違法又は不当な点は認められない。

確かに、財産上の犠牲が単に一般的に当然に受認すべきものとされる制限の範囲を超え、特別の犠牲を課したものである場合には、これについて損失補償に関する規定がなくても、直接憲法第29条第3項を根拠にして、補償を請求できる（最高裁昭和43年11月27日大法廷判決・刑集22巻12号1402頁参照）が、その損失の補償は法に基づく（収用委員会の）裁決といった手続によるのではなく、直接憲法第29条第3項を根拠にして求めるべきものであるから、本件裁決において、その補償が認められるか否かを検討し、その結論と理由を明らかにしなければならない理由も認められない

(なお、資料によれば、審査請求人の主張する「予定道路」とは、分筆された土地の区画形状が道路の形状をしているというにすぎず、道路として造成される現実的な可能性のあったことは何ら資料で裏付けられておらず、本件事業の施行によって遮断されたとは認め難い。)

また、審査請求人は、本件損失は、法第132条第2項に規定する損失の対象とならないから審査請求の理由とすることができるとも主張する。しかし、法第132条第2項は、収用委員会の裁決についての審査請求においては、損失の補償についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができないと規定しているが、同項は補償請求の対象とされている損失が法に規定する損失であることを前提とする規定である。すなわち、法に規定する損失に該当しない損失は、そもそも法に基づく裁決の対象とならないのであるから、本件損失について、同項を根拠として、裁決に対する審査請求において不服の理由として主張することができるとする上記主張は失当である。

- 3 以上のとおりであるから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。